

江戸期における橋詰広場の変遷

信州大学工学部 学生員○前田 直志

信州大学大学院 学生員 山本 太郎

信州大学工学部 正 員 清水 茂

1. はじめに

近年、都市内に残された貴重な空間として、橋詰広場が見直されている。今日様々な形での整備が行われている橋詰広場であるが、古くからその時代に応じた様々な機能を持ち、多種多様な変遷を見せている。このような橋詰広場の変遷を知ることは都市史、あるいは橋梁史を研究する上で大変興味深い。そこで本研究では、自然発生的な橋の周りの空間が、意図的に整備された橋詰広場になってゆく過渡的な時代であったと思われる江戸時代前期を対象とし、その頃の橋詰広場の様子を調べ、橋詰広場の変遷について考察する。

2. 対象と方法

江戸時代前期までに江戸府内に架設された橋梁及びその橋詰を対象とする。それらの橋詰広場の様子を知ることのできる情報を、史料、古地図、浮世絵等より抽出し分類、整理する。このさい、先に作成した江戸府内の橋梁に関するデータベース¹⁾を用いる。このデータベースには上記資料に関するデータが体系的におさめられているので時代を追った検索などを容易に行うことができる。

本研究では、橋詰広場の様子を①橋周囲での人々の行動、②橋周辺の構造物の様子の二つの観点から調べることとする。それは以下の2点の理由によるものである。

①橋の周辺での人々の行動は、彼らが橋および橋詰に求めた機能の現れであるといえ、当時の橋詰広場の機能を考える上で大変重要であること。

②橋周辺の構造物の様子については、当時公共の場所に何らかの構造物を建てるには役人の許可が必要であった。つまり橋周辺に構造物が存在することは、その構造物のはたす機能を橋詰に持たせるが公に認められていたことを示すこと。また、橋詰広場の形状を知るには構造物の様子を知るのが不可欠だからである。

研究手順としてまず①、②それぞれについてデータベースより必要となるデータを検索、抽出し、時期ごとのそれぞれの様子を調べる。次いで、これに基づいて①、②それぞれ時代を追った変化を明らかにする。さらに、①、②の関係を考慮した上で、それぞれの変化を関連づけ総合的に橋詰広場の変遷を考察する。

以下に①、②それぞれについて様子を調べるために用いたデータおよびその抽出方法を示す。

①橋周辺での人々の行動。

一般の人々がどのように橋詰で行動していたかを直接示す情報は少ない。それに対し橋の上ならびに橋の周辺での人々の行動を何らかの形で規制したという情報は比較的多い。そこで本研究では、後者の情報を検討することにより橋詰での人々の行動を明らかにする。ここでは、命令、禁令、高札など各種の触書の内、橋の上や、橋詰での行動の規制に関わる物の、名称、出された時期、対象となった橋、規制された行動、規制の内容、をデータ化した。

②橋周辺の構造物の様子

橋周辺の構造物には建物と土木構造物がある。建物については橋詰に建てられた、髪結床、各種番屋、等を扱い、建てられた時期、建てられた場所、建物の大きさ、使用目的、果たしていた公的な仕事、をデータ化した。土木構造物については、上がり場、荷揚げ場、橋台、広小路等を扱い、造られた時期、造られた場所、広さ、利用形態、をデータ化した。なお構造物とはいえないが、火除地などの意識的に設けられた空間もここで扱った。

以下本稿では、紙面の関係上①橋周辺での人々の行動についてのみ検索結果ならびに変化についての考察を記す事とする。

3. 検索結果

右の表は、触書についての検索例を整理したものである。対象は寛延3年(1750年)以前、全ての橋を対象に出されたものの内、橋の上や橋詰での行動を規制する内容のものとした。左の欄から、触書の種類、出された時期、対象とした橋、名前、対象とした行動である。表中の対象とした行動は、キーワード化されており、実際の行動との対応は次の通りである。商売は、商売すること、古かねは、古かねを売買すること、髪結いは、定められた場所以外で髪結いをする事、火事は、火事の時にとる行動、小屋は、小屋を建てること、材木は材木を置くこと、荷物は、商売物その他の荷物を置くこと、である。なおこの検索例では、火事の時を除き規制の内容はすべて禁止であった。

検索例

事象	年代	西暦	関連橋名	名前	対象
禁令	慶安1年	1648	全ての橋	橋梁に関する禁令	商売
禁令	慶安2年	1649	全ての橋	橋梁に関する禁令	商売
禁令	慶安3年	1650	全ての橋	橋梁に関する禁令	古かね
禁令	慶安5年	1652	全ての橋	橋辻に関する禁令	古かね
禁令	承応2年	1653	全ての橋	橋梁に関する禁令	商売
禁令	承応4年	1655	全ての橋	橋梁に関する禁令	商売
禁令	明暦2年	1656	全ての橋	橋梁に関する禁令	髪結い
禁令	明暦2年	1656	全ての橋	橋梁に関する禁令	火事
禁令	明暦3年	1657	全ての橋	橋詰小屋禁令	小屋
禁令	明暦4年	1658	全ての橋	橋詰小屋禁令	小屋
禁令	万治2年	1659	全ての橋	橋詰に関する禁令	材木
禁令	寛文元年	1661	全ての橋	橋梁に関する禁令	商売
禁令	寛文元年	1661	全ての橋	橋梁に関する禁令	商売
禁令	寛文7年	1667	全ての橋	橋金物売買禁止	古かね
命令	寛文8年	1668	全ての橋	橋梁掃除令	荷物
命令	寛文11年	1671	全ての橋	橋梁掃除令	荷物
禁令	延宝7年	1679	全ての橋	橋梁の銅鉄売買禁止	古かね
禁令	天和4年	1684	全ての橋	道橋禁令	古かね
命令	元禄16年	1703	全ての橋	火災時橋上往来令	火事

4. 結果分析ならびに考察

慶安元年(1648)以前および元禄16年(1703)以降については、全ての橋を対象として出された触書の内、行動の規制に関する物を確認することはできなかった。

商売を禁止する触書は6回出されているが、慶安元年から寛文元年(1648-1661)の間に集中していた。これらのことより以下のような考察をすることができる。慶安元年(1648)に始めて触書が出されその内容が商売の禁止であったことは、江戸時代初頭には橋詰で目立ってなにかの行動をしたというようなことは無かったが、江戸の町の経済的な発展を背景に橋詰で商売を行う者が徐々に増えて問題化し、この年に禁止されたことを示すと言える。この後続けて寛文元年(1661)までに何度も商売の禁止の触書が出されることは、橋詰で商売を行う者が後を絶たなかったと考えられ、当時の人々が橋詰に商業機能を求めていたことを示すと言える。寛文元年(1661)以降商売の禁止の触書が出なくなる。この理由は、経済状態などの理由で橋詰で商売する者が少なくなった、役人が黙認するようになった、何らかの形で橋詰での商売が合法化された、等いろいろ考えられる。様々な記述などにより、橋詰の商業機能が失われたとは考えにくいのであるが、現在の所理由を特定するにはいたっていない。元禄16年(1703)以降触書が出ていない理由についても、橋詰の利用の仕方についてある程度の規範が確立した、橋詰が公的に管理されるようになった等が考えられるが特定にはいたっていない。

5. おわりに

本稿は江戸前期における橋詰広場の変遷の内、橋詰での人々の行動を表しその変化を考察した。当時の人々の、橋上、あるいは橋詰での行動についての考察の詳細、橋周辺の構造物の様子についての検索結果ならびに変化についての考察および総合的な橋詰広場の変遷の考察については当日発表する。

¹⁾ 山本, 清水, 西尾: 江戸府内の橋梁に関するデータベースの作成, 土木学会中部支部研究発表会講演概要集, PP523, 1994. 3